

新川広域圏からのお願い

水銀含有廃棄物の取り扱いについて

- ◆ 平成 25 年に水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の汚染を防止するため、「水銀に関する水俣条約」が採択され、世界規模での対策が進められるようになりました。
- ◆ これを受けて、国内では水銀廃棄物や大気排出に関する規制が課せられており、特に、**焼却施設に対する規制**が強化されています。
- ◆ このため、事業所はもちろんのこと、家庭でも水銀廃棄物の排出時の分別の徹底が大変重要となっています。

排出時における分別の徹底

《事業所では》

- ★ 水銀が含まれる廃蛍光灯、廃電池など（水銀使用製品産業廃棄物）は他の廃棄物と混合しないよう、ドラム缶や専用容器で保管し、適正に処分してください。
- ★ **ごみとして、絶対に出さないでください。**

《家庭では》

- ★ お住いの市町の排出ルールを守って、ごみには出さないでください。
- ★ **特に、もやせるごみと一緒に絶対に出さないでください。**
例) 水銀を含む体温計、ボタン電池類など



水銀体温計 水銀温度計 水銀血圧計 ボタン電池

お問い合わせ先

お住いの市町廃棄物担当窓口